

開催日：令和 6 年 12 月 4 日

会議名：令和 6 年文教常任委員会（第 1 日 12 月 4 日）

○井上弘美 よろしくお願いいたします。

まず、こども未来部にお尋ねいたします。

こども支援課に、こどもの居場所ネットワーク事業運営業務につきまして、債務負担行為補正、令和 6 年度から令和 11 年度の期間で 3,300 万円について、地域の子ども食堂、それからこどもの居場所を運営する担い手の支援を実施する事業者の契約ということです。次期事業者との契約期間をこれまでの 2 年から 5 年とした理由を教えてください。

○こども支援課長（後藤良輔） 契約期間を延ばす理由についてですが、委託事業者が地域の実情を適切に把握し、こどもの居場所運営団体との関係性を構築するためには一定の期間を要しますことから、継続的かつ安定的な事業運営を確保する観点に立ちまして、契約期間を 5 年間といたしました。

○井上弘美 これをプロポーザル方式で事業者選定ということなんですが、提案に期待することをこれまでの課題とともにお聞かせください。

○こども支援課長（後藤良輔） こどもの居場所が未設置の校区におきまして、人材や場所といった地域資源の課題を踏まえ、社会福祉法人や企業の社会貢献活動など、様々な可能性を視野に入れた柔軟な開拓の提案を求めています。また、こどもの居場所の一定数が立ち上げから数年以内に休止、または終了している状況を踏まえ、持続可能な仕組みづくりに関する具体的な提案を期待しています。

○井上弘美 今、各小学校区に 1 か所以上の子どもの居場所の設置を目指しているとお聞きしていますが、その現状と、同一小学校区に複数の運営団体から設置の希望があった場合の対応について教えてください。

○こども支援課長（後藤良輔） これまでの取組を通して、現在 29 小学校区に 70 か所の子どもの居場所が運営されております。

居場所の運営につきましては、内容や頻度など多様であり、子どもが自分の時間をどこでどのように過ごすかを選択できる環境が望ましいと認識しています。そのため、同一小学校区に複数の運営団体から設置の希望があった場合におきましても、特段の制限は設けていないところでございます。

○井上弘美 特段の制限を設けていないということを確認いたしました。

では、子ども食堂の目的について、近年変遷があると思いますが、担当課の見解をお聞かせください。

○こども支援課長（後藤良輔） 子ども食堂を含む子どもの居場所の目的は、貧困対策など特定の課題に限定されるものではなく、全ての子どもの健全な育ちを支えることにあると考えております。居場所を持つことは、他者に受け入れられる経験や人との関係性により、自己肯定感や前向きな自己認識を育むなど、子どもにとって重要な意味を持ち、成長を支える基盤となります。また、支援が必要な子どもに対しまして、見守りや、必要に応じてはぐくみセンターにつなぐなど、セーフティネットとしての機能も果たしているものと認識しております。

○井上弘美 意見です。

全国的に子ども食堂が注目されるようになり、10年余りだと認識しています。当初は、経済的に困窮している家庭の子どもたちに、無料または低料金で栄養バランスの取れた食事を提供することが目的として広まりましたが、ご答弁から、本市では初めから全ての子どもの健全な育ちを支えることを目的に、広く居場所や子ども食堂の運営団体を支援する方針で事業を進めてきたと分かりました。

現状、10の小学校区で未設置であるのは、新興住宅地であるがゆえに、人材や場所が見つかりにくいとの事情などがあるそうです。また、せっかく立ち上げても、数年で休止、終了するケースへ、引継ぎの提案なども大切なところです。委託先と長期にわたり契約を結ぶのであれば、担当課は連携を取り、子どもたちがどの地域に住んでいても居場所にアクセスできるよう、事業を進めていただきたいと思います。

次に、子育て給付課へ、母子生活支援施設入所事業についてお聞きいたします。

社会適応するまでに支援が必要な母子家庭に入所してもらい、次なる生活、再出発をサポートする事業で、本市では他市にある施設に委託をしています。補正額740万円、全て委託料ですが、この根拠について教えてください。

○子育て給付課長（坂本篤史） 委託料の補正額740万円の根拠につきましては、令和6年度上半期6世帯分の実績と、下半期最大8世帯分を見込んで算出しました3,350万円から、当初予算額の2,610万円を差し引いた金額でございます。

○井上弘美 当初予算2,610万円は5世帯を想定していたとのことでしたので、増加に対応する補正と理解いたしました。

この委託料は、実績による支払いでしょうか。

○子育て給付課長（坂本篤史） 委託料につきましては、入所している世帯数の実績に基づき、一月ごとに支払いを行っております。

○井上弘美 では、平均的な入所期間はどれくらいでしょうか。

○子育て給付課長（坂本篤史） 現在入所している母子世帯の平均入所期間は、15か月でございます。

○井上弘美 平均で15か月、長い方では3年に及ぶとお聞きしております。自立に向かうまでの期間はそれぞれのご事情によりますし、期間の制限を設けていないことは妥当であると思います。

では、入所世帯数の今後の傾向はどのようにお考えでしょうか。

○子育て給付課長（坂本篤史） 令和4年度以降、DVによる一時保護件数の増加傾向と併せて、入所世帯数が増加していると考えておりますので、今後もこの傾向が続くと予測しております。

○井上弘美 離婚、別居に際し、次の生活拠点の準備ができないまま踏み出さざるを得なかった事情をお持ちの家庭にとって、安全・安心で快適な住居の提供があり、サポートを受けられる仕組みは必須です。今回補正が上がりましたように、増加傾向にあることは厳しい現実ですが、母子の再出発、自立に向けた前向きな支援ですから、今後も事業の充実をお願いしたいと思います。

次に、教育委員会の学校施設管理課へ、新田小学校のトイレ改修事業につきまして、入札が不調になった原因についてどのように認識されておりますでしょうか。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 新田小学校のトイレ改修の入札不調の要因でございますが、技術者の配置が困難であった点とお聞きしております。

○井上弘美 それによりまして、実施の遅れなどはありますでしょうか。予定などで結構ですので、お聞かせください。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 新田小学校のトイレ改修事業につきましては、そのほかのトイレ改修事業と併せまして、令和7年度末での達成を目指し取組を進めており、本定例会において債務負担を設定することにより、今年度内に入札契約手続に向けた準備行為等を進め、技術者の確保等につなげることや、実施学校数が多いため、近接する学校をまとめることなどにより、期間内で工事を完了させてま

いりたいと考えております。

○井上弘美 同じく令和7年度末で達成を目指していらっしゃるかと確認をいたしました。

では、意見・要望です。

先ほどのご答弁で、上野小学校では現状の体育館にエアコン設置を進めるとのことがありました。改めて改築の際には、設置したエアコンを無駄にせず利用することを計画されているということですので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

また、改築事業では、設計と施工を分離することで、事業者の提案が見込まれるということですので、上野小学校につきましてはでき得る限り早期の改修をお願いしたいと思います。

次に、午前7時からの小学校見守り事業につきまして、これにつきましても先ほど他の委員から質疑がありました。実施日の増加があるということで、春、夏、冬休みの長期休業期間中にも午前7時からの小学校見守り事業の実施を予定されているということです。この期間の対象を放課後こどもクラブ入会児童に限定する理由を教えてください。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 6月に実施しましたアンケート調査では、長期休業期間中に実施した場合、利用したいと回答された方が61%おります。また、長期休業期間中であっても、保護者の就労条件が変わるものではなく、年間を通して保護者の仕事と家庭の両立を支援するため、選択肢を用意したものでございます。ただ、長期休業期間中は学校へ通学する必要はなく、実際の利用は放課後こどもクラブに加入している児童が、同クラブが始まります8時までの居場所として利用するケースが想定され、結果として利用者が放課後こどもクラブ加入者と重なるものでございます。

○井上弘美 では、来年度から保護者の付添いについて見直しをするということで先ほどもありましたけれども、もう少し詳しくその内容、理由を教えてください。

○学校施設管理課長（桑田篤志） 児童の安全確保がもちろん最優先の課題ではありますが、一方でアンケートでは、利用しない理由として、「付添いがあるため」とした保護者は当該質問回答者の12.0%、約16人で、自由意見では26件の意見がございました。そして、このアンケートには、「こども園に通う子どもの送迎もあり、出勤時に2か所の付添いはとてもつらい」との声も寄せられております。そうした中で、現状の通学区域の設定に当たっては、所要通学時間30分は許容しているところ

ろであり、従来からの8時開門では7時30分には自宅を出る場合が想定されております。また、7時30分以降は地域の見守り活動のタイミングとも合致し、現状と同様の通学路の安全網の中で通うことが可能となります。このため、安全性を損なわない限りにおいて、利用者の利便性を図るラインとして、おおむね7時30分以降に自宅を出る児童については、保護者の付添いは不要とすることを考えたところでございます。ただし、新1年生については、時間にかかわらず、おおむね1週間程度は付添いを推奨することとしております。

○井上弘美　ただし、新1年生については時間にかかわらず、おおむね1週間程度付添いを推奨するということでご答弁をいただきました。今年度利用者が少なかった学校への来年度の対応についても、さきの答弁にありました、事業の効率という点での対策も検討していかれると認識いたしました。

では、費用につきまして、利用者負担という考え方もありますが、この事業を無償で開始した市の思い、見解を改めてお聞かせください。

○学校施設管理課長（桑田篤志）　本事業は、毎日の登校時に児童が8時の開門まで校門の外で待っている状況を解消し、保護者の仕事と家庭の両立の支援につなげることを目指し実施しているものでございます。特に何か特別なサービスを用意しているわけではございませんが、それを必要とする家庭にとって、安心してそこにいることができる場所を目指すものでございます。こうした空間の確保に関する費用負担の在り方については、受益者負担の考え方にはなじみにくいことから、市負担で実施しているものでございます。

○井上弘美　今年度の新しい取組として始まり、好意的な評価とともに課題も様々上がってきました。補正については、長期休業中の実施は働く保護者のニーズからすれば自然な流れかと思えますし、一定期間の実施でオペレーションも安定してきたと判断された上での来年度開始かと思えます。先ほどのご意見にもありましたが、残念ながら子育て世帯の働き方に社会が理解を示すという状況にはなく、それが改善される前に、むしろ人手不足が顕著となり、逆行してしまうのではないかと危うく感じたりもしています。この施策は、そのような社会に適応するためではなく、あくまで今現状困っている家庭の選択肢であると認識しています。費用対効果については、様々なご意見があることも承知しています。しかし、教育委員会が学校現場や放課後こどもクラブの負担を増やすことなく、子どもが過ごす安心な空間を提供すべきと判断し開始された取組ですから、初年度の課題をよく検討しながら、事業継続を目指していただきたいと思います。

これから働き方の多様化、家族の在り方の多様化がますます広がります。全ての

ニーズに行政として対応することはできないでしょうし、その必要もないと思います。しかし、新１年生の壁は、限られた期間とはいえ環境の変化を伴い、親も子どもも心理的な不安、安全への不安が大きいわけで、この取組の有用性は、少なくとも数年実施した上で判断していただきたいと思います。

それから、保護者送迎については、子どもの発達の個人差、家庭の状況、学校までの距離など、個別の事情があり、非常に悩ましく、安全性と利便性を考えたぎりぎりのラインと言えるかと思います。しかし、基準だけにとらわれず、心配があるケースは学校現場とも共有し、個別の判断もあり得ることとしていただきたいと思います。

また、長期休業期間の実施は早速４月からの開始ですから、事業の周知をしっかりとお願いし、来年度の利用状況を注視したいと思います。

次に、教育センターへ、教育情報化推進業務について、予算につきましてはさきに質疑がありましたので省略いたします。

同じくＡＩドリルにつきましてはですが、ＡＩ型学習ドリルの導入について、株式会社ベネッセコーポレーションを受託者としていますが、その選定の経緯についてお聞かせください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） ＡＩドリルにつきましては、昨年度から複数業者のＡＩ型学習ドリルを１４校で試行運用し、当該校の教員、児童生徒を対象にアンケート調査による問題点の洗い出しを行いまして、公募型プロポーザルにより、応募のあった複数業者の中から選定を行ってまいりました。

○井上弘美 昨年度から試行をして、その問題点の洗い出しを行って選定をされたと確認をいたしました。先ほどの答弁で、このドリルパークでは、子どもたちのこれまでの学習履歴や取組状況をＡＩが分析して、それぞれが自分に合ったレベルの問題に適切な量だけ取り組むことができるとおっしゃっていました。子どもが個別で集中できる長さで、苦手やつまずきにに応じて学習できるものということで、重要なことと思います。それと同時に、子どもは得意なことやできると自信を持っていることには時間を忘れて取り組みますから、そういった観点もあっていいのかと思います。

では、続いてＧＩＧＡスクール運営支援センター業務について伺います。

予算額につきましては、先ほどご説明がありました。では、ＧＩＧＡスクール運営支援センターで各学校のＩＣＴ機器等の保守や端末活用の支援などを行っているとのことですが、実際の学校との連携でどのような事例があるのか、具体的にお聞かせください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 例えば、学校ネットワークアセスメントをし、授業中、端末活用に支障が出ないような対応や、学校からの希望に応じたアプリケーションを児童生徒のタブレット端末に追加、また校務支援システムの効果的な活用支援なども行っております。フィルタリングソフトによって、児童生徒のタブレット端末からの不適切なサイトへのアクセス制限をかけています。しかし、インターネット上には数多くの不適切なサイトが存在し、また新たに作成され続けている状況であることから、アクセス制限がかかっていない不適切なサイトに気づいた場合には、学校から報告を受けて、GIGAスクール運営支援センターの担当者による確認の上、追加でアクセス制限を実施しています。加えまして、学校から児童生徒が端末を紛失したとの報告があった場合には、第三者が発見しても端末を操作できないように、端末管理システムを通じて当該端末を紛失モードに設定するとともに、GPS機能により位置情報を取得することで、紛失端末の捜索に役立てています。

○井上弘美 意見・要望です。

さきの委員から、デジタル化が一気に進むことの懸念のこともありました。オーストラリアでは、16歳未満のSNSが禁止となりました。大人が規制をかけなければ、子どもたちが有害なものに接してしまうことは明らかで、デジタルを提供した限りは、大きな責任が行政にもあります。また、同時にデジタルネットワークの快適さ、利便性に慣れ、あって当たり前という感覚は、自分たちがそれに依存している状況であることを理解しなければならない。ネットがつながらない、端末がないとき、どう行動すればよいのか、どう考えればよいのか、そういったことを学ぶ時間が必要になってくると考えます。また、私が言うまでもなく、学校現場では紙に筆圧をかけてしっかり書くことを大事にされていると思いますが、それが軽んじられるような傾向にならないように願います。

では、学校教育課に、外国人英語指導助手派遣業務の債務負担行為補正5億1,910万円について、実施対象と、外国人英語指導助手（AET）を活用してどのような授業が行われているのかをお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 本事業は、小学校及び義務教育学校（前期課程）3年生から6年生、中学校及び義務教育学校（後期課程）の全学年を対象として実施いたします。

具体的な授業の内容としましては、小学校段階の3、4年生では、身近で簡単な語句や基本的な表現を使いながら、歌やリズムに乗せて発音するなど、英語になれる親しむ活動を行います。さらに5、6年生では、聞くことや話すことの体験的なコミュニケーション活動に加えて、読むことや書くことの活動を行い、中学校段階で

の学習への接続を図ります。そして、中学校段階では、実際に英語を使用して互いの気持ちを伝え合うなど、学んだことを活用してコミュニケーションを図る活動を行っております。

○井上弘美 詳しくご説明ありがとうございました。

では、学校で行われる英語授業で、AETが入っている授業の割合についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） AETは、教員の指導の下、チーム・ティーチングによる小学校外国語活動、英語の授業支援を行います。令和5年度において、AETとチーム・ティーチングで行った授業の割合は、小学校及び義務教育学校3年生から6年生では約41%、中学校及び義務教育学校7年生から9年生では約23%でした。

市教育委員会としましては、小学校段階で40%、中学校段階で35%を目標としております。

○井上弘美 小学校段階ではほぼ目標どおり、中学校段階でもう一息というところですね。

では、これまでの単年度契約から3年間の契約とした理由と、公募型プロポーザル方式の採用で期待するポイントについてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 契約期間を3年間にすることで、安定的に人材を確保でき、学校における勤怠管理等の事務手続も円滑に行えると考えております。

本事業では、自分のことや身近な人、思い出に残っている出来事を紹介するなどの場面でAETとやり取りをし、十分な評価をもらえたことで、児童生徒が英語でコミュニケーションを図ることの楽しみや喜びを感じることができたなどの効果も見られました。

次年度以降も、引き続き英語担当教員とAETによる指導体制、チーム・ティーチングによって、児童生徒が生きた英語に触れる機会が充実し、積極的に英語を使おうとする意欲や即興性の高いコミュニケーション力をはじめとした児童生徒の英語力の向上が図れることはもとより、AETを活用した授業づくりの実践を通して、英語担当教員の授業力の向上、さらには児童生徒が様々な国や地域から来ているAETと授業時間以外においても交流することにより、生活習慣などの違いを知り、異なる文化への理解を深めることができることを期待しております。

○井上弘美 導入の効果についても詳しくご説明いただきました。



懸念される人材確保が、複数年契約によって安定するとのこと説明でした。AET人材の安定によって、学校、担当教員とのコミュニケーションが円滑となり、児童生徒との信頼関係が深まることは、数字には表れにくい効果ですが、とても重要です。今後も事業者や学校現場からの聞き取りをし、それを生かして、さらに英語授業が充実したものになるようお願いしたいと思います。

私からの質疑は以上です。

○井上弘美 服部図書館が地域の方々に長年にわたり愛され、大切にされてきた思いが伝わる請願に、大きく心を動かされます。ただ、豊中市全体として、市民の図書館へのアクセスの公平性を向上させることは必要であり、服部図書館そのままの存続は難しいと考えます。しかし、市民が集い、触れ合える場所、身近な居場所として定着しているわけですから、市として何らかの検討が必要と考えております。

○井上弘美 趣旨については理解、賛同するところなのですが、まず2つ目の豊能地域での正規職員採用数を大幅に増やすことというのは、昨年も同様の書きぶりの請願がありまして、これは府費を指すのではということで、市への請願というところでなじみにくいのではないかなという点が1つと、それから給食費無償化については、私は市町村間で格差があってはならないと考えておりまして、国でも議論されることが予想されていますので、市単独での事業化を急ぐべきではないと考えております。そういったことで、今回は賛同しかねるという立場でございます。

○井上弘美 意見書を採択するよということの請願であるということで、最後、意見書の要望項目としては再検討するように強く要望すると書いてあります。今からでも中止にしてほしいという意味かなと私は受け取ったんですけども、であるならば、確かに私も初めからこの招待事業は無理がありましたし、目的が疑わしい部分もあると感じております。趣旨などに書かれておりますように、開催地である夢洲そのものの危険性については、共感、賛同する部分がほとんどです。そもそも夢洲を開催地とすることに真っ向から反対してきた私の所属する党であるわけですけども、しかし民意があって、現状があるわけです。

招待事業に話を戻しますと、紹介議員のご説明にありましたように、府の意向調査のスキームが説明不能であったと私は思いましたので、本市で一般質問で遠足の実施は学校の判断を尊重するという確認をいたしました。ですので、今となつては各学校が安全性を十分検討し、児童生徒の貴重な体験の機会であると判断し、実施することについては否定をいたしません。学校が責任を持って学校行事として遂行できる環境整備を府の責任でしっかり行ってほしいと考えますが、この当該意見書の文面では、再検討を示す内容が明らかに読み取れませんので、このまま

であれば今回は賛同しかねます。